ホール天井耐震化工事 落札者決定基準

平成 29 年 6 月 8 日



一目 次 一

2. 落札者の決定方法 1 2.1. 落札者決定の手順 1 2.2. 落札者の決定方法 2 2.2.1. 落札者の決定要件 2 2.2.2. 総合評価点が同点の場合の措置 2 2.2.3. 除外規定 2 3. 第一次審査(資格審査) 2 4.1. 基礎審査 2 4.2. 加点審査 2 4.3. 入札価格の確認 5 4.4. 価格評価点 5 5. 優秀提案の選定 5	1. 総則	
2.1. 落札者決定の手順 1 2.2. 落札者の決定要件 2 2.2.1. 落札者の決定要件 2 2.2.2. 総合評価点が同点の場合の措置 2 2.2.3. 除外規定 2 3. 第一次審査(資格審査) 2 4.1. 基礎審査 2 4.2. 加点審査 2 4.3. 入札価格の確認 5 4.4. 価格評価点 5	2. 落札者の決定方法	1
2.2.1. 落札者の決定要件 2 2.2.2. 総合評価点が同点の場合の措置 2 2.2.3. 除外規定 2 3. 第一次審査(資格審査) 2 4. 第二次審査 2 4.1. 基礎審査 2 4.2. 加点審査 2 4.3. 入札価格の確認 5 4.4. 価格評価点 5		
2.2.2. 総合評価点が同点の場合の措置 2 2.2.3. 除外規定 2 3. 第一次審査(資格審査) 2 4.1. 基礎審査 2 4.2. 加点審査 2 4.3. 入札価格の確認 5 4.4. 価格評価点 5	2.2. 落札者の決定方法	2
2.2.3. 除外規定 2 3. 第一次審査(資格審査) 2 4.1. 基礎審査 2 4.2. 加点審査 2 4.3. 入札価格の確認 5 4.4. 価格評価点 5	2.2.1. 落札者の決定要件	2
3. 第一次審査(資格審査) 2 4. 第二次審査 2 4.1. 基礎審査 2 4.2. 加点審査 2 4.3. 入札価格の確認 5 4.4. 価格評価点 5	2.2.2. 総合評価点が同点の場合の措置	2
4. 第二次審査 2 4.1. 基礎審査 2 4.2. 加点審査 2 4.3. 入札価格の確認 5 4.4. 価格評価点 5		
4.1. 基礎審査 2 4.2. 加点審査 2 4.3. 入札価格の確認 5 4.4. 価格評価点 5		
4.2. 加点審査 2 4.3. 入札価格の確認 5 4.4. 価格評価点 5	•• •• • • • • • • • • • • • • • • • • •	
4.3. 入札価格の確認		
4.4. 価格評価点5		
	4.3. 入札価格の確認	5
5 優秀提案の選定 5	4.4. 価格評価点	5
	5. 優秀提案の選定	5

1. 総則

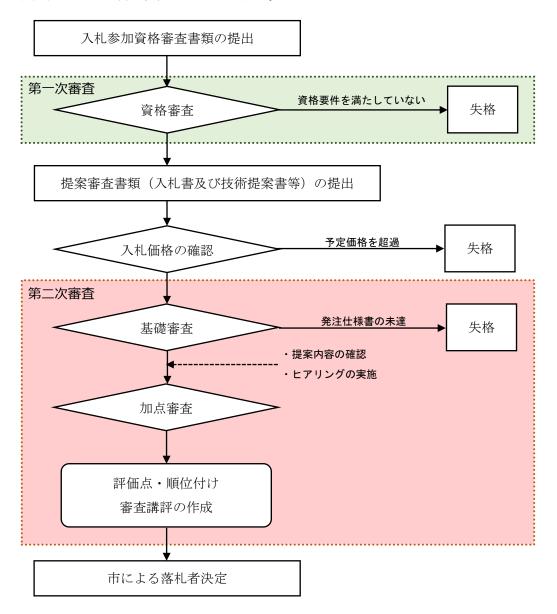
本落札者決定基準(以下「本書」という。)は、西宮市(以下、「市」という。)がホール天井耐震化工事(以下、「本工事」という。)の落札者を決定するにあたり、本工事に係る入札に参加する民間事業者(以下「入札参加者」という。)を対象に交付する入札説明書(以下「入札説明書」という。)と一体のものである。

また、本書は、落札者の選定にあたって、入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定するための方法、基準等を示すものである。

2. 落札者の決定方法

2.1. 落札者決定の手順

落札者決定の手順は、次のとおりとする。



2.2. 落札者の決定方法

2.2.1. 落札者の決定要件

落札者の決定要件は次のとおり。

- (1) 技術提案書を提出期限までに提出し、かつ記載漏れが無いこと
- (2) 技術提案書の提案内容が、発注仕様書に定める事項を全て満たしていること
- (3) 入札価格が予定価格の制限内にあること

上記要件に該当する入札参加者のうち、入札価格及び技術提案書の審査結果に基づき算定した、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

2.2.2. 総合評価点が同点の場合の措置

総合評価点の最も高い者が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。 この場合において、当該者はくじを引くことを辞退することはできない。

2.2.3. 除外規定

入札参加者が次のいずれかに該当する場合は、その者以外で総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- (2) 契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるとき

3. 第一次審査(資格審査)

入札参加者から提出された入札参加資格審査書類に基づき、入札説明書に定める入札参加資格 要件について審査を行う。入札参加資格要件を備えていない場合は失格とする。

4. 第二次審査

4.1. 基礎審査

資格審査に合格した入札参加者から提出された提案審査書類について基礎審査を実施し、提 案内容が、発注仕様書に定める事項を全て満たしているか審査を行う。

なお、提案審査書類が次のいずれかに該当した場合には、当該提案審査書類を提出した者は 失格とする。

- (1) 必要な項目の記載がない場合
- (2) 発注仕様書に定める事項のうち、満たしていないものがある場合

4.2. 加点審査

加点審査は実績・実施体制に対する評価点(20点)、技術評価点(60点)、入札価格を得点化した価格評価点(20点)の合計100点満点で審査を行う。提案審査書類の得点化の方法は、「表1:実績・実施体制に対する評価項目と配点」に示す評価項目、評価のポイント及び配点、「表2:技術提案に対する評価項目と配点」に示す評価項目、評価のポイント及び配点「表3:技術

提案に対する評価項目の得点化基準」に従い実施する。

なお、得点化に際しては、表3に示す得点化基準により得点を付与する。

表 1: 実績・実施体制に対する評価項目と配点

	評価項目 評価の視点		点数	配点	
	耐震化天井工事の 実績	過去に施工面積 500 m ³ 以上の耐震化天井工事の設 計業務を自社で行ったことがある	5件以上	2	2
			1~4件	1	
		過去に施工面積 500 m ³ 以上の耐震化天井工事を元 請として行ったことがある	5件以上	2	2
業務範囲			1~4件	1	2
囲に関する実 落下防止措置の 実績		過去に施工面積 500 m ³ 以上の天井に関する落下防 止措置の設計業務を自社で行ったことがある	3件以上	3	3
			2 件	2	
	落下防止措置の		1 件	1	
	実績	過去に施工面積 500 ㎡以上の天井に関する落下防 止措置を元請として行ったことがある	3件以上	3	3
			2 件	2	
			1 件	1	
配	配管理技術者		3件以上	2	2
置技	過去に落下防止措置の設計実務実績を有している 過去に落下防止措置の設計実務実績を有している		1~2件	1	2
関する	設計担当者の実績	実績 過去に落下防止措置の設計実務実績を有している	3件以上	2	2
			1~2件	1	2
	現場代理人の実績	過去に落下防止措置の現場代理人実績を有している		2	3
		過去に耐震化天井工事の現場代理人実績を有している		1	
実施体制 市内企業設計企業が含まれている			3	3	
	計				

※実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に履行されたもの(同日において業務期間中であるものを含む)。

※項目に複数該当が有る場合は、配点の高いほうとする。実績評価はJVの構成企業に限る。

※表中の「落下防止措置」とは、発注仕様書 1.2.(2) に定義する「落下防止措置」をいう。

表 2:技術提案に対する評価項目と配点

評価項目	評価のポイント	評価小項目	点数	配点
	提案工法の実績 ^{※1}	・提案工法の実績が5件以上	5	5
		・提案工法の実績が3~4件	3	
	ル糸上伝り天順	・提案工法の実績が1~2件	1	
		・提案工法の実績が0件	0	
	落下防止措置の妥当性に関する提案	・工事対象に応じた適切な工法の提案がなさ れている	5	5 20
		・工事対象の音響性能などの機能維持に配慮 された提案がなされている	5	
		・大地震を想定した、人命保護に資する技術 的な提案がなされている	5	
		・工事対象の将来的な維持管理を考慮した提 案がなされている	5	
施工方法に 関する項目	工事計画に関する提案	・対象施設の工事期間、作業可能時間、作業 可能日等を十分に理解した工事計画となっ ている	3	14
		・対象施設の事前調査業務について提案がな されている	3	
		・工事期間中の安全性確保に関する提案がな されている	5	
		・緊急時の連絡体制について提案がなされている	3	
	丁事##問 出)>	・施設利用者に配慮された工事計画となっている	2	
	工事期間中に配慮すべき事項に	・ホール周辺の環境に配慮された工事計画と なっている	2	6
	関する提案	・工事期間中の工事従事者動線について提案 がなされている	2	
て押に明し	工期短縮に関する 提案	・工期短縮が図られている	5	
工期に関する 項目	工期遵守に関する 提案	・工種毎に明快な工程計画となっている	2	10
		・市の別途実施する工事との連携体制につい て提案がなされている	3	
7 0 1/16	対象施設に対する	・提案工法施工後の意匠性について優れた提 案がなされている	2	_
その他	提案	・附帯工事について、対象施設の維持管理に 関する提案がなされている	3	5
計	•			60

※1:「技術提案に対する評価項目の得点化基準」を用いず、実績件数によって点数化を行う。

表 3:技術提案に対する評価項目の得点化基準

評価	評価基準	得点化の方法
A	提案が特に具体的で優れている	点数×1.00
В	提案が具体的で優れている	点数×0.60
С	提案が具体的ではあるが標準的である	点数×0.20
D	提案が具体的ではない	点数×0.00

4.3. 入札価格の確認

入札参加者が入札書に記載した入札価格が、本市の設定する予定価格を超えていないことを 確認する。入札価格が予定価格を超えている場合は失格とする。

4.4. 価格評価点

入札価格は、次の方法により得点化し、価格評価点とする。

(1) 有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入する。

価格評価点= { 1 - (当該入札価格) / (予定価格) } × 20点

5. 優秀提案の選定

4. の 4.2.及び 4.4.の規定に従い算出した得点の合計得点(総合評価点)が最も高い提案をした者を落札者として選定する。総合評価点は 100 点満点とする。

総合評価点(100点)

= 実績・実施体制に関する評価点(20点) +技術評価点(60点) + 価格評価点(20点)